

令和5年2月24日

## 第20回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第20回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年2月24日(金) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光		28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 藺 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

10 番 内 藺 光 弘

1 欠席委員

19 番 川 畑 ゆりえ 27 番 大 迫 恵 太

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

西 村 里 志

農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

東 川 善 久

主幹兼振興係長

濱 田 真 也

振興係主査

向 吉 真 一

振興係主事

今 吉 蓮 樺

人・農地プラン推進室 推進係主査

吉 元 隆 寿

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	全員，ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第20回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。 早速，議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は，2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては，すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは，議案第1号のうち所有権移転分について，ご審議願います。
委員	ご質疑，ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち所有権移転分については，原案のとおり承認するこ

委員  
議長

とにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから13ページまでの32件で、うち新規が25件、再設定が7件となっています。

また、農地中間管理事業の利用権設定6件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、13ページの総合計は49筆、40,250㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、43筆、35,787㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、18番委員の退席を求めます。

(18番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員  
議長

委員  
議長

事務局

(18番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から8ページ12番について、ご審議願います。

この4番から12番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、会議の進行を優先するため事務局からの報告といたします。

事務局に報告を求めます。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、4番と5番につきましては、6番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、高校で農業を学び、県外の農家で農業に従事していましたが、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、祖父のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、祖父から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高300万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には親族の手伝いをもらうとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次の6番から10番につきましても、6番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、食品加工業を営んでいましたが、妻の実家が農家であったことから、農業の魅力にひかれ、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、義父のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、義父から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラやスナップエンドウを中心に、年間販売高320万円を目指しているとのことです。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、11番と12番につきましては、18番委員と37番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、10年ほど前から農業を営んでおり、今回の申請で、経営農地が初めて3,000㎡を超えることから、このたび新規就農者になりました。

農機具等は、軽トラックと動力噴霧器は自己所有のものを使用しますが、それ以外の耕運作業などに使用する機械は所有していないため、作業を委託しているとのことです。

栽培技術、機械の操作については、営農経験があることから、問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に息子と2人です。

栽培品目は、オクラやスナップエンドウを中心に、年間390万円を目指しているとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち4番から12番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員

番号11番、12番の営農計画書の経営状況等について、現在と取得後の数字が同じですが、何か理由がありますか。

事務局

これまで、相対で借りて営農していた分を、今回申請することから、経営面積等の数字はこれまでと変わりませんので、現状のままとなります。

3番委員

4番、5番と11番、12番の年間販売高について、同じぐらいの経営面積で、販売高に開きがあるようですが、何か理由がありますか。

事務局	露地やトンネル栽培，ハウスなど栽培方法で，違いが生じるわけですので，次回からは，栽培方法の項目を設けたいと思います。 具体的な経営状況につきましては，地区担当委員の方から説明をお願いしたいと思います。
6 番委員	栽培方法は，トンネルか露地栽培になりますが，やり方によっては可能性として，営農計画書にお示しのとおり販売高も考えられます。
3 1 番委員	令和 7 年度には，利用権設定が廃止される予定ですが，廃止後はどのような手続きになるのか教えてください。
事務局	令和 5 年 4 月 1 日に基盤法が改正され，令和 7 年度までに地域計画を策定する予定で，令和 7 年 4 月からは，基盤法による利用権設定に代わり，農地中間管理事業による利用権設定に一本化されます。
3 1 番委員	基盤法から農地バンクに移行されることを，申請者に説明はしていますか。
事務局	説明していますが，毎月発行している農業委員会だよりでも周知したいと思います。
3 1 番委員	農地バンクになったときに考えられるデメリットはありますか。
事務局	デメリットとして考えられるのは，利用権設定に比べて，許可が出るまでに時間を要するということです。
3 1 番委員	農地バンク申請では，手数料はかかりませんか。
事務局	現時点においては，かかりません。
2 5 番委員	利用権設定で共有名義の場合は，過半数の承認を得る必要があると思いますが，それで間違いはないですか。
事務局	はい，そのとおりです。 原則，相続未登記の場合は，相続人の過半数以上の同意が必要です。
議長	ほかにご質疑，ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち利用権設定分の 4 番から 1 2 番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって，議案第 1 号のうち利用権設定分の 4 番から 1 2 番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，議案第 1 号のうち利用権設定分の 1 3 番から 1 3 ページ 3 2 番までは，一括審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
1 5 番委員	2 5 番の賃借料が若干高いと思いますが，何か理由がありますか。



事務局

また、27番が使用貸借となっている理由を教えてください。

25番については、ハウスと畑かんの利用を含むため高い設定となっております。

27番については、管理のみの契約であるため使用貸借の設定となっております。

議長  
委員  
議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の13番から32番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の13番から32番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

2月10日の転用調査時に、私と28番、37番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から11番までは売買、12番と13番は自作地相互の交換による贈与、14番は知人への贈与、15番と16番は子への贈与による申請であります。

なお、12番と13番の自作地交換につきましては、面積に395㎡の差がありますが、立地条件などを加味したうえでの双方合意による申請であります。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

また、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の4ページから41ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長	<p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第2号については、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
2番委員	<p>2番から4番の譲受人の方は、最近、農地法第3条で農地を購入されているようですが、現在の耕作状況などについて、把握をしていましたら、教えてください。</p>
事務局	<p>今回の申請地につきましては、キャベツを栽培するようです。</p> <p>これまで、購入された農地の耕作状況につきましては、申請の度に、営農計画の聞き取りはしておりますが、実際、現地を見に行き、耕作状況について把握はしておりませんので、今後、現地確認を行い状況把握に努めたいと思います。</p>
2番委員	<p>委員の皆さんで、耕作状況を把握されている方はいますか。</p>
16番委員	<p>昨年9月に購入された、県の農業開発総合センター花き部跡地を先日見に行きましたが、除草作業など管理はしているようでしたが、営農はまだ行っていないようでした。</p>
2番委員	<p>農地が遊休農地にならないように、農地を取得して耕作することは、私たち農業委員会にとっては非常にありがたいことですが、取得後の耕作状況についても確認が必要ではないかと思っておりますので、状況把握をお願いします。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。</p> <p>これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p>
小委員長	<p>これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。</p> <p>まず、番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。</p> <p>審議資料の42ページをお開きください。</p>

申請地は、                    から南東へ300m離れた農地で、1番は東は雑種地、西は市道、それ以外は宅地に接しており、2番は東は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、店舗及び駐車場を一体的に整備し、食品製造販売業を営む法人に貸し付ける計画です。

土地の形状については現状で、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は貸資材置場です。

審議資料の43ページをお開きください。

申請地は、                    から西へ230m離れた農地で、東は畑、西は市道及び宅地、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して

いる区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、電気工事業を営んでおり、申請地を取得し、貸資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックが設置済みです。構造物の建設も無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅及です。

審議資料の44ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ330m離れた農地で、東は畑、西は水路、南は市道、北は5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、30cm程度盛土を行い、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は貸資材置場です。

審議資料の45ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ170m離れた農地で、東と南は畑、西と北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人で、申請地を取得し、貸資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

構造物の建設も無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、番号3番に関連する申請で、転用目的は通路です。

審議資料の45ページをお開きください。

申請地は、番号3番に隣接する農地で、東と北は里道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、番号3番の申請地への進入通路を拡幅する計画です。

土地の形状については30cm程度盛土を行い、境界にはブロックを設置する予定です。構造物の建設も無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は店舗です。

審議資料の46ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ120m離れた農地で、東は雑種地、西は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、隣接地と一体利用により店舗の建築及び駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置済みです。

隣接する農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は集荷施設です。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ640m離れた農地で、東は市道、西は畑、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設の整備に該当します。

申請人は、農産物生産者で、申請地を取得し、農産物の集荷施設を建築する計画です。

土地の形状については70cm程度盛土し、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の21ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出が4件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の48ページから63ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は23ページになります。

今月は、借受申出が3件でございます。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第5号について、ご審議願います。

25番委員 ご質疑，ご意見はございませんか。

事務局 売渡の1番の条件について，農用地の区分けが，区域外となつてい  
ますが，農用地区域外であっても基盤法は適用されますか。

事務局 はい，適用されます。

議長 ほかにご質疑，ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあつせん申出につきましては，事務局としてあつせん委員を選出  
されていると思いますので，事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは，あつせん委員の事務局案を申し上げます。  
売渡・貸付から申し上げますので，議案書の21ページをお開きく  
ださい。

番号1は25番委員と6番委員。  
番号2は20番委員と2番委員。  
番号3は20番委員と2番委員。  
番号4は35番委員と16番委員。  
引き続き，買受・借受希望について申し上げます。議案書の23ペー  
ジをお開きください。

番号1の西方，尾掛地区は37番委員と18番委員。  
番号1の小牧地区は27番委員と8番委員。  
番号2の西方，久保・垂門地区は25番委員と6番委員。  
番号2の新西方地区は24番委員と5番委員。  
番号3の開聞十町，脇地区は28番委員と9番委員。  
番号3の開聞仙田，下仙田地区は21番委員と3番委員。  
以上，事務局案として提案いたします。  
皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま，事務局案が発表されました。  
それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

6番委員 借受の2番について，17番委員と36番委員も追加してもらえませ  
んか。

事務局 わかりました。  
(各委員了解あり)

議長 それでは，議案第5号は原案のとおり承認することとし，あつせん委  
員につきましては，一部修正のうえ事務局案のとおり決定いたします。  
次に，議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを，議題と  
いたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局	<p>議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。</p> <p>議案書は24ページから25ページになります。</p> <p>今回の対象地域は、大山集落北西側，大山駅周辺，レジューセンターかいもん近く県道242号沿い，県道243号岳見橋周辺です。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については，お目通しください。</p> <p>今回の非農地判断につきましては，農地法第30条に基づく利用状況調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について，農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため，先月，事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> <p>その結果，議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど，農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから，農地に該当しない土地であることが確認されました。</p> <p>よって，31筆24，253㎡の農地につきましては，農地に該当しない土地，いわゆる非農地としての判断について，承認を求めるものです。</p> <p>なお，非農地判断後に農地復元等が確認された場合は，改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは，議案第6号について，ご審議願ひます。</p> <p>ご質疑，ご意見はございせんか。</p>
2番委員	<p>9番の農地について，面積を見れば相当広い農地ですが，利用価値のない場所ですか。</p>
事務局	<p>この農地には重機等が入って行ける里道がありませんので，これだけ広い農地を管理することが，非常に難しいということがあります。</p>
32番委員	<p>9番のような農地は，重機等で管理をすれば，再生できることもあると思いますが，何か支援対策事業のような援助はありませんか。</p>
事務局	<p>以前は，個人でも申請できる国庫事業の再生事業がありましたが，現在は，個人で申請できる再生事業がありません。市の単独事業で10アールあたり3万円補助の事業はありますが，大規模な整備となりますと，経費的に十分補うことができる金額ではありません。</p> <p>ほかには，地域ぐるみで事業を行うものがありますが，補助を受けるためには，協議会等を立ち上げる必要があるなど，条件的にが厳しいも</p>



議長  
委員  
議長

のがあります。

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにごございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。

その他（議案書26ページを参照して説明）

1. 2月の行事報告
2. 3月の行事予定等
3. その他

（1）農業就業者結婚祝金交付金事業の事務事業の見直しについて

（2）令和5年度転用調査日程及び委員割当について

議長  
委員  
議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第20回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会午後3時31分）

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員8番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員9番委員 \_\_\_\_\_

